

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、  
下記により交付する。

年 月 日

住田町長

一 交付金額 金 円

二 交付条件等

1 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。

補助対象者は、上記期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 承認事項等

(1) 補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき

(2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

4 実績報告

補助対象者は、補助金に係わる事業完了後1カ月以内（第7条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1カ月以内）又は当年度3月25日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

5 補助金の確定等

町長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

6 補助金の交付等

補助金は、5の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付する。

7 将来において、公共下水道区域となった場合には、無条件で加入することを条件とする。